

事務連絡
平成30年9月28日

各都道府県水道行政担当部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

道路法等の一部を改正する法律の施行について（情報提供）

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

道路法等の一部を改正する法律（平成30年法律第6号。以下「改正法」という。）が平成30年9月30日から施行されます。改正法による改正後の道路法（以下「改正道路法」という。）第39条の8、第39条の9及び第72条の2第1項では、全ての道路占用者に対して、占用物件の維持管理義務を課すこと、道路管理者は、道路占用者が占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができること、道路管理者は、改正道路法の施行に必要な限度において、道路占用者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、道路の占用の場所若しくは道路占用者の事務所その他の事業場に立ち入り、道路の占用の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることが規定されています。

つきましては、下記の留意事項とともに、別添の通知（「道路法等の一部を改正する法律の施行について」（平成30年9月28日付け国土交通省道路局路政課長、国道・技術課長通知）。以下「課長通知」という。）について、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願ひいたします。

なお、本事務連絡の内容については、国土交通省と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 水道施設の維持管理の基準に関する個別法令の規定について

課長通知の2(2)イにおいて、「各物件の管理等について定めた法令において維持管理の基準が定められている場合」については、現行の水道法において

は、これに該当する基準が定められていません。ただし、現在参議院において継続審議中の水道法改正法案において、点検を含む施設の維持・修繕に関する規定を盛り込んでいることから、同改正法案の施行をもって、「各物件の管理等について定めた法令において維持管理の基準が定められている場合」に該当することとなります。

2. 改正道路法第39条の8に基づく維持管理義務違反の範囲について

課長通知の2(2)ウ「道路の構造や交通に支障が生じることを回避することができなかったとき(例えば、現在の技術水準に基づく点検等を行っても占用物件の損傷箇所を発見できないような場合)」との記載については、現有する様々な技術を駆使して、膨大な手間や費用をかければ、道路の構造等に支障を与えることを回避できたと認められた場合には、「道路の構造や交通に支障が生じることを回避することができた」と解されることではなく、道路占用者に対して過度な手間や費用を求めるものではありません。

3. 改正道路法第39条の9に基づく占用物件の維持管理に関する措置に要する費用負担について

改正道路法第39条の9においては、道路管理者は、道路占用者が占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができることが規定されています。同条は、当該措置の履行に係る道路占用者と所有者との間の費用負担のあり方について規定するものではありませんので、道路に埋設されている給水管等の私有財産について、水道事業者等で道路占用許可申請の手続きを行っている場合については、各当事者間で当該措置の履行に要した費用負担のあり方を取り決めて差し支えありません。

以上

【参考】

○道路法等の一部を改正する法律（平成30年法律第6号）による改正後の道路法（抄）

（占用物件の管理）

第三十九条の八 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）の維持管理をしなければならない。

（占用物件の維持管理に関する措置）

第三十九条の九 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第七十二条の二 道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を除く。）の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

○ 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）

（占用物件の維持管理に関する基準）

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準（新設）は、道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこととする。